

提供日 2023/02/28
タイトル 工事請負契約等に係る入札参加停止
担当 交通基盤部 建設経済局建設業課
連絡先 指導契約班
TEL 054-221-3059



工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。(3件3者)

【1】

- 1 入札参加停止の内容
静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当する。
- 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	水道機工株式会社
代表者氏名	代表取締役 古川 徹
本店所在地	東京都世田谷区桜丘5-48-16
停止期間	1か月

- 3 入札参加停止の理由
水道機工株式会社は、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所や工事現場に配置していた。また経営事項審査において、虚偽の申請を行っていた。
これらのことが建設業法第28条第1項本文及び第1項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長より、監督処分(営業停止及び指示処分)を受けた。
- 4 停止期間の始期及び終期
令和5年3月1日から令和5年3月31日まで

【2】

- 1 入札参加停止の内容
静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当する。
- 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	株式会社水機テクノス
代表者氏名	代表取締役 原 毅
本店所在地	東京都世田谷区桜丘5-48-16
停止期間	1か月

- 3 入札参加停止の理由
株式会社水機テクノスは、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所や工事現場に配置していた。また経営事項審査において、虚偽の申請を行っていた。
これらのことが建設業法第28条第1項本文及び第1項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、関東地方整備局長より、監督処分(営業停止及び指示処分)を受けた。
- 4 停止期間の始期及び終期
令和5年3月1日から令和5年3月31日まで

【3】

1 入札参加停止の内容
静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	五洋建設株式会社
代表者氏名	代表取締役 清水 琢三
本店所在地	東京都文京区後楽2-2-8
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

五洋建設株式会社は、「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において、令和3年7月9日に作業員が高所作業車から転落し負傷した工事関係者事故について、所轄の労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和3年8月19日に至るまで提出しなかった。

このことにより、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴された。(令和4年12月22日、罰金刑(20万円)が確定)

4 停止期間の始期及び終期

令和5年3月1日から令和5年3月31日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内